

第8節 非常用の照明装置

表4-8-1 非常用の照明装置の設置義務

設置義務のある建築物	設置義務のある部分	備考：消防法による設置義務	
		避難口誘導灯及び通路誘導灯	客席誘導灯
1 (特殊建築物) (一) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 (二) 病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、〔児童福祉施設等〕〔建基令第19条第1項参照：児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設〕 (三) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場 (四) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、店舗(>10㎡)	① 居室 〔建基法第2条4号〕 〔注：自力行動の期待できないもの、又は、特定の少数人の継続使用するもの、すなわち、 ○ 病院の病室 ○ 下宿の宿泊室 ○ 寄宿舎の寝室 ◎ これらの類似室を除く。〕 ② 全ての居室から、地上へ到る避難路となる廊下、階段その他の通路 〔注：採光上有効に直接外気に開放された廊下や、屋外階段などを除く。〕 ③ ①又は②に類する部分、例えば、廊下に接するロビー、通り抜け避難に用いられる場所、その他通常、照明設備が必要とされる部分 〔例外〕 共同住宅のそれぞれの住戸内は、居室その他の部分を含め、免除	(一) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 (二) 〔病院、診療所、旅館、ホテル、宿泊所〕 (二') 寄宿舎、下宿、共同住宅 (二'') 助産所、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設、障害者支援施設等 (三) 〔図書館、博物館、美術館、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、各種学校〕 (三') 幼稚園、特別支援学校 (四) 百貨店、マーケット、キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他類似用途、遊技場、ダンスホール、公衆浴場、待合、料理店その他類似用途、飲食店 (五) (その他の全ての事業所)	同左
2 〔階数≥3〕で、〔延べ面積>500㎡〕の建築物 〔例外〕 一戸建住宅、学校、体育館を除く。	上記の①、②及び③ 〔例外〕 共同住宅・長屋の住戸は、免除	注：上欄のうち、()内に示したものは、地階、無窓階、11階以上の部分に設置義務がある。その他は、建築物全体に設置義務がある。	
3 〔延べ面積>1,000㎡〕の建築物 〔例外〕 一戸建住宅、学校、体育館を除く。			
4 〔採光上有効な開口面積<1/10・床面積〕の居室のある建築物 〔例外〕 一戸建住宅、学校、体育館を除く。	〔同上〕 〔注：ただし、②については、該当の居室（無窓の居室）からの通路に限る。〕		